



▼ 公営住宅に入居を申し込むとき、次のような優遇制度があります。 ▼

都営住宅家族向（抽せん方式）

身 知 精

都営住宅入居資格のある方で、以下の条件に該当する方

1. 申込者または同居親族が
 - (1) 身体障害者手帳 5 級～の方
 - (2) 愛の手帳 4 度もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 3 級の障害者の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）
 - (3) 原爆被爆者健康手帳の交付を受けている方
2. 申込者または同居親族が
 - (1) 身体障害者手帳 1 級～ 4 級の方
 - (2) 愛の手帳 1 度～ 3 度の方
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）
 - (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の方

対 象

抽せん方式（優遇抽せん）

一般の方より有利な優遇抽せんが受けられます。

内 容

（優遇倍率は 1. の場合は、5 倍 2. の場合は 7 倍）

なお、募集は年 2 回（5 月・11 月上旬頃）の予定です。

入居資格については、募集時のパンフレットで確認してください。

窓 □▶

- ・ JKK 東京（東京都住宅供給公社）都営住宅募集センター
〒 150-8322 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 3F 電話 3498-8894 FAX 3409-4527
- ・ 住宅課 住宅運営担当（募集用紙の配布のみ） 電話 5742-6776 FAX 5742-6963

都営住宅家族向（ポイント方式）

身 知 精

都営住宅入居資格のある方で、申込者または同居親族が

対 象

- (1) 身体障害者手帳 1 級～ 4 級の方
- (2) 愛の手帳 1 度～ 3 度の方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）
- (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の方

ポイント方式

内 容

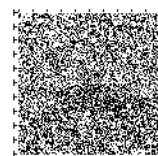
抽せんによらないで、住宅困窮度を判定し、困窮度の高い世帯から順に、募集戸数分の世帯を入居資格審査対象者とし、審査合格者に住宅をあっせんします。

なお、募集は年 2 回（2 月・8 月上旬頃）の予定です。

入居資格については、募集時のパンフレットで確認してください。

窓 □▶

- ・ JKK 東京（東京都住宅供給公社）都営住宅募集センター
〒 150-8322 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 3F 電話 3498-8894 FAX 3409-4527
- ・ 住宅課 住宅運営担当（募集用紙の配布のみ） 電話 5742-6776 FAX 5742-6963



都営住宅単身者向

身 知 精

対 象

身体障害者手帳 1 級～ 4 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級～ 3 級（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）、愛の手帳 1 度～ 4 度で、単身者向住宅の入居資格のある方

内 容

抽せん方式
 なお、定期募集は年 4 回（2 月・5 月・8 月・11 月上旬頃）、毎月募集は年 4 回（1 月・4 月・7 月・10 月の中旬～下旬頃）に実施予定です。
 入居資格については、募集時のパンフレット等で確認してください。

窓 □ ▶

- ・ JKK 東京（東京都住宅供給公社）都営住宅募集センター
 〒 150-8322 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 3F 電話 3498-8894 FAX 3409-4527
- ・ 住宅課 住宅運営担当（定期募集の募集用紙の配布のみ） 電話 5742-6776 FAX 5742-6963

都営住宅車いす使用者世帯向・単身者向

身

対 象

都営住宅入居資格のある方で、申込者または同居親族に車いすを使用している方がおり、以下のすべての条件に該当する方

- (1) 身体障害者手帳 1 級・2 級の方または戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 2 の第 1 項症以上の方
- (2) 住居内の移動に車いすの使用を必要としている方で、車いす使用を証明する書類を提出できること、または入居資格審査のときに車いす利用者本人が来社することで車いす使用を証明できること。

※ 車いす使用者は、東京都内に居住する満 6 歳以上の方（単身者向は成年者）で、そのことが住民票の写しで証明できること。

なお、募集は年 2 回（2 月・8 月上旬頃）の予定です。

内 容

世帯向はポイント方式
 単身者向は抽せん方式
 入居資格については、募集時のパンフレットで確認してください。

窓 □ ▶

- ・ JKK 東京（東京都住宅供給公社）都営住宅募集センター
 〒 150-8322 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 3F 電話 3498-8894 FAX 3409-4527
- ・ 住宅課 住宅運営担当（募集用紙の配布のみ） 電話 5742-6776 FAX 5742-6963

都営住宅使用料の特別減額

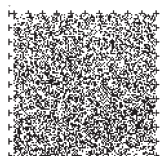
身 知 精 難

対 象

- ① 身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2・3 度、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）の交付を受けている方がいる世帯
- ② 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病にかかっている方、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に規定する疾病にかかっている方、児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病にかかっている方、公害医療手帳の交付を受けている方がいる世帯等

内 容

都営住宅に入居している世帯のうち、収入が一定基準以下の場合に使用料が減額されます。



窓 □ ▶

JKK 東京（東京都住宅供給公社）お客さまセンター
 電話 0570-03-0071（ナビダイヤル）または 03-6279-2652（一般電話）
 ※ ナビダイヤルは、各通信事業者が提供している無料通話や通話料定額プランの対象外となります。



UR 都市機構「新築 UR 賃貸住宅」の抽選時の倍率優遇

身 知 精

内 容

身体・知的障害者の方がいる世帯が、抽選を伴う新築 UR 賃貸住宅に申し込む際、当選率が「普通」区分の 20 倍に優遇されます。

対 象

申込本人または同居する親族が、次の（１）または（２）に該当する方。

（１）身体障害者手帳の交付を受けている ４ 級以上の障害のある方。

※ 資格確認時において、「身体障害者手帳（１～４ 級）」の写しを提出していただきます。

（２）下記のいずれかに該当する方。

① 療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている重度の障害のある方で、常時介護を要する方。

② 児童相談所、知的障害者更生相談所または精神科医等から、重度の知的障害またはこれと同程度の精神の障害があると判定されている方で、常時介護を要する方。

※ 身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方については、安全確保・財産保全等の観点から、賃貸借契約の締結に際して、契約内容を丁寧に説明した上で、必要な支援を受けられているかを確認させていただきます。

※ 資格確認時において、「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の写しまたは診断書等を提出していただきます。

窓 □ ▶

UR 都市機構 東日本賃貸住宅本部住宅経営部 営業開発課 電話 03-5323-3560

障害者住宅

身

住宅にお困りのひとり暮らしの障害者の方に住宅を提供します。

※ 新規・空き室については、「広報しながわ」で募集します。

次のすべてに該当する方

（１）身体障害者手帳の交付を受けている 18 歳以上の方

（２）立退き要求を受けているか、保安上・保健衛生上劣悪な住宅に住んでいる方

（３）品川区内に 2 年以上住んでいる方

（４）独立して日常生活ができ、自炊可能な方

対 象

窓 □ ▶

障害者支援課 障害者支援係 電話 5742-6707 FAX 3775-2000

障害者住宅あっ旋

身 知 精

住宅にお困りの障害者に対して、「品川区住宅確保要配慮者入居促進事業」により住宅のあっ旋を行うとともに、要件に該当する方に対して転居資金等の一部を転居後に助成します。

助成対象は次のすべてに該当する方

（１）身体障害者手帳 1 ～ 4 級、愛の手帳 1 ～ 4 度、精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 3 級の障害者を含む世帯

（２）品川区内に引き続き 2 年以上住所を有する方

（３）前年所得（1 月～ 6 月までは前々年）が基準額を超えない方

（４）品川区内の民間賃貸住宅へ転居できる方

（５）品川区住宅確保要配慮者入居促進事業の決定通知を予め受けている方

対 象

窓 □ ▶

障害者支援課 障害者支援係 電話 5742-6707 FAX 3775-2000

